

北九州市農業委員会
第32回東部部会会議（令和7年度3月部会会議）議事録

1 日 時 令和8年3月10日（火）午前10時00分～午前10時25分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 29名

農業委員 10名

川江秀孝	藤堂孝雄	各務浩	中谷陽子
柳野保博	古田俊策	中村治雄	清水正人
澤水理佳	稲光進		

農地利用最適化推進委員 19名

増田強	矢野孔清	中村眞一	平尾長正
松根豊春	吉村晃一	坂井準二	有松政則
村田堯	村田紘	酒井一生	古田仁重
瀬戸克哉	木村博美	大下治三	黒崎隆博
河内一弥	山本勇次	小田征二	

・欠席委員

農地利用最適化推進委員 1名 平林秀美

4 事務局出席者

福田 事務局長	池永 次長	田上 係長	吉田 主任
岩本 主任			

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第176号	農地法第3条の3の規定による届出について	3件
報告第177号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第178号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	13件
報告第179号	農地法施行規則該当転用届について	1件

【議 案】

議案第80号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第81号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第82号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による決定について	48件

6 傍聴人 なし

部会長

それでは、ただ今より、令和7年度第32回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。

それでは、議案書の10ページをお開きください。議案の審議に先立ちまして、議案第80号、「農地法第3条の規定による許可申請について」、第1項及び第2項の新規営農者の面接をそれぞれ1名ずつ行います。

第1項及び第2項のそれぞれを初めに、地区担当委員の説明、次に新規営農者の説明、それから意見交換の順で進めます。

それでは、まず第1項の面接を行います。

「営農計画書」は議案書の13ページ、「作付け計画」は次の14ページです。

初めに、小倉南区大字道原地区担当の藤堂委員、説明をお願いします。

藤堂委員

先週ですね、新規就農者と河内委員と私の3名で現地を確認しました。詳細は河内委員が説明します。

部会長

続いて、同じく大字道原地区担当の河内委員、説明をお願いします。

河内委員

議案書の10ページをお開きください。譲渡人は大阪に住んでいます。譲受人は小倉南区の長行に住んでいます。今回の対象の農地につきましては道原の4筆になります。

譲渡人は道原に住んだことはございません。父親が道原に住んでいた関係で、令和5年に全ての家、農地、山林を相続しております。大阪に住んでいて農地の管理が出来るかは非常に難しい話でありまして、譲渡人も相続は受けたものの、山林を含めて相続した財産を整理したいと不動産会社に相談していたようです。

新規就農者は、本業が大工さんです。作業用の倉庫、または納屋、そういったものを探していたようなんですが、たまたま知人の紹介で、譲渡人の家に納屋がついていたということで、この家を約2年前に取得しております。

それで、この家を買った時点で譲渡人の方から、農地その他の山林等についても、面倒みてくれないかと、買ってくれないかと、というようなことです。

この申請地につきましては、譲渡人の父親の時代から、もうほとんど手入れはされておらず、ほとんど管理はされておられません。しかし、イノシシ等の巣になるということで、私も含めてなんですが、地元で草刈りをしてみたり、コスモスを植えてみたりしてですね、荒れないように管理してきました。

新規就農者がですね、この農地を取得して営農したいということで、管理していただければ、今後地元住民も非常に助かりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

部会長

それでは、新規営農者の方、説明をお願いします。

(新規営農者の説明)

部会長

それでは、ご意見やご助言等がありましたらお願いします。ご意見等がないよう

したら、第1項の面接を終了します。

(新規営農者は退室)

続いて、第2項の面接を行います。「営農計画書」は議案書の15ページ、「作付け計画」は次の16ページです。初めに、小倉南区大字石原町地区担当の榎野委員、説明をお願いします。

榎野委員

2月17日に増田推進委員と新規営農者に面談をしました。譲受けの経過としては、譲渡人が跡継ぎがないということで新規営農者に譲ることになりました。

農業を始める動機としては、家庭菜園もしておりますし、大学の先生ということで、大学生と共に地域の課題に関する実習を取り組んでおりまして、耕作放棄地や獣害問題ということで活動しております。

申請地は山手でイノシシが出るところでございます。そこでどうにかこうにかやってみるということで、意気込みを感じます。現在家庭菜園でサツマイモや玉ねぎとか、他のものも作付けしているそうですが、石原町の申請地でもそういうものを作りたいと言っていましたけど、イノシシが入ってくるのは覚悟しており、金網を張るそうです。

年間の労働日数は満たしています。農機具は歩行型の耕運機があります。必要なものは、徐々に揃えていくそうです。収穫物は、自分の所で消費したり、直接販売等ができればということです。

もし休耕することになれば草刈りは絶対していきますということで、共同ですればどうにか管理できると思います。

地域の取り組みは、話し合いや共同作業とか、地域の人達との付き合いはしていくそうです。頑張っていたきたいと思います。以上です。

部会長

続いて、同じく大字石原町地区担当の増田委員、説明をお願いします。

増田委員

この申請地は石がたくさんありますが、それを除いて開墾するように整地することも経験したいということです。あとはご本人から説明をお願いします。

部会長

それでは、新規営農者の方、説明をお願いします。

(新規営農者の説明)

部会長

それでは、ご意見やご助言等がありましたらお願いします。ご意見等がないようでしたら、第2項の面接を終了します。

(新規営農者は退室)

部会長

それでは、議案の審議に入ります。議案事項につきましても、報告事項と同様に、

事務局による読み上げは省略します。

議案書の 12 ページをお開きください。議案第 80 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、審議を行います。第 5 項の譲受人は平尾委員であり、議事参加の制限を受けますので、退席を求めます。そして、先に審議を行います。

(委員 退席)

部会長 それでは、第 5 項、小倉南区沼本町地区担当の各務委員、報告をお願いします。

各務委員 議案第 80 号第 5 項について、隣接した農地を交換するもので、沼本町二丁目の申請地において、水稻栽培を行う計画です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長 ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、平尾委員の入室を認めます。

(委員 入室)

それでは、議案の審議を続けます。議案書の 10 ページをお開きください。第 1 項、小倉南区大字道原地区担当の藤堂委員、報告をお願いします。

藤堂委員 議案第 80 号第 1 項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が新規営農するもので、大字道原の申請地において、野菜及び果樹栽培を行う計画です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長 次に、第 2 項、小倉南区大字石原町地区担当の棚野委員、報告をお願いします。

棚野委員 議案第 80 号第 2 項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が新規営農するもので、大字石原町の申請地において、野菜栽培を行う計画です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長 次に、第 3 項及び第 4 項を続けて、門司区大字恒見地区担当の古田俊策委員、報告をお願いします。

古田俊策委員 議案第 80 号第 3 項について、いとこの関係である譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字恒見の申請地において、水稻及び野菜栽培を行う計画です。

次に、第 4 項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字恒見の申請地において、野菜栽培を行う計画です。いずれも、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しな

いため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 80 号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の 17 ページをお開きください。議案第 81 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第 2 東部調査委員会、稲光調査長から報告をお願いします。

稲光調査長

議案第 81 号第 1 項について、申請地は、上下水道が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね 500m 以内に 2 つ以上の教育及び医療施設があることから、第 3 種農地です。建設会社が無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 81 号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案書の 19 ページをお開きください。議案第 82 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による決定について」は、農地中間管理機構を通した農地の貸し借りです。何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 82 号は、原案どおり決定といたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、9 番澤水委員と 10 番稲光委員です。よろしくお願ひします。それでは、これで令和 7 年度第 32 回東部部会会議を閉会します。